

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会(第2回)
議事要旨

1. 開催日時:2017年3月28日(火)10:00~12:00

2. 場所:中央合同庁舎第4号館共用1203会議室

3. 出席者:

国府泰道委員、小西砂千夫委員、菅美千世委員、山本隆司委員(座長)

川口康裕消費者庁次長、小野稔消費者庁審議官、金子浩之消費者庁消費者教育・地方協力課長

(地方公共団体からのヒアリング)

青森県環境生活部県民生活文化課消費生活グループ 石塚 雄士 主幹

鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター 村田 弘子 所長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 竹井 範昭 総括参事

4. 議題

1)地方消費者行政を巡る課題と展望

2)地方公共団体の取組状況に関するヒアリング

3)その他

5. 議事概要

①議題1)について、事務局から説明があり、その後、意見交換等を行った。

②議題2)について、青森県から、広域連携を活用した市町村の相談体制整備の取組について、鳥取県及び岡山県から、先駆的プログラムを活用した取組について、それぞれ説明があり、その後、意見交換等を行った。

主な意見等は以下のとおり。

【地方消費者行政を巡る課題】

(国府委員)

・消費者被害・トラブル額は年間約6兆円と言われており、国民経済に大きな悪影響を与えている。特に高齢者の被害は深刻であり、生活困窮につながるケースもある。甚大な被害が生じていることを前提に、国と地方の役割分担を考えていく必要があるのではないか。

(国府委員)

- ・地域で高齢者等を見守っていくためには、ネットワークの構築が重要。各地での取組を根付かせていくために、国からの地方公共団体に対する支援を考えていく必要がある。法律等により地方公共団体の事務を追加する場合には、あわせて財政的な措置を講じていくことが必要。

(管委員)

- ・消費生活相談員は経験値を積んでいくことが必要。他方で、若者が消費生活相談員になろうとしていないのが現状。消費生活相談員を魅力ある職とすることで、若者の担い手を確保していくことが重要。消費生活相談員の採用条件が厳しくなっていることが一因ではないか。

(山本座長)

- ・消費者安全法の改正により、消費生活相談員の職を法律に位置付けるとともに国家資格化したのが、現実にはまだその効果がうまく及んでいないのではないか。今後、財政的な支援も含めて、体制をしっかりと整備していく必要があるのではないか。

(小西委員)

- ・現在の地方消費者行政の状況は、地財措置に対して決算がついてきていない状況。一部ではなく、全国各地において先進的な取組が行われていけば、結果として財政措置を押し上げていくことにもなる。戦略的に財源手当てをしていくことが必要。

(国府委員)

- ・行政職員の確保が課題。地方公共団体における消費者行政に関する事務が増えていく中で、行政職員の数は減少傾向にある。職員の配置に関する目安を作るといった対応を行わないと、自治体間の格差が広がってってしまうのではないか。

(管委員)

- ・行政職員の数が不足しているのは明らか。行政職員と消費生活相談員とが車の両輪で対応していかないと、消費者行政はうまくいかない。

(小西委員)

- ・地方交付税で散ってしまっている財源をどのようにして集めてくるか、消費生活相談員をいかにして長期的に雇用していくか、難しい課題である。

【広域連携の活用】

(青森県)

- ・広域連携を活用した消費生活相談体制の整備に取り組んだ結果、県内のどの地域に住んでい

でも消費生活相談員による助言を受けられる体制を構築することができた。この他に、①市消費生活センターが5ヶ所から7ヶ所に増加、②市の消費生活相談員は14名から19名に増加、③消費生活相談員が1人体制の自治体が3市町から0市町に減少、④市消費生活センターのあっせん率が6.6%から10.9%に増加するなどの成果があった。

(管委員)

・広域連携を活用して消費生活相談体制が整備されても、消費生活相談員と行政職員とが物理的に離れてしまい、両者の連携が疎かになることのないように留意する必要がある。

(青森県)

・自主財源のみで現状の消費生活相談体制を維持できるかは課題。地方消費者行政推進交付金の継続については、市町村からも要望が来ている。

【先駆的プログラムの活用】

(鳥取県)

・先駆的プログラムの利点は、事業メニューに沿えば制約が少なく、大胆な内容を事業化することができることである。消費者教育・エシカル消費に対する県民の理解増進などに効果があった。

(岡山県)

・先駆的プログラムの利点として、①地方消費者行政推進交付金の通常分と別枠になっているため、実験的・先駆的な事業や、アウトカムが評価しづらい事業などにもチャレンジしやすい、②通常枠の中では取り組みにくい大規模な事業、県全体のニーズに対応する事業に活用できることが挙げられる。先駆的プログラムを通じて、部局の垣根を越えて事業を実施し、連携を強化することが可能。

(鳥取県)

・先駆的プログラムを活用しても、単年度で成果を出すことは困難。また、単年度事業であるため、事業成果の普及・定着を継続的に展開していくことが困難。専門職員の継続配置も望まれる。

(岡山県)

・30年度以降も先駆的プログラムの枠を残してほしい。事業実施期間が単年度となっているが、事業の継続性の確保が困難。2～3年のスパンでの取組が可能となるようにしてほしい。先進的な取組を全国に広げていくため、先駆的プログラムを活用した事業について30年度以降も地方消費者行政推進交付金の通常枠を活用できるようにしてほしい。あらゆる機会を通じて、優良事例を全国的に展開・普及してほしい。